

和束町地域子ども会活動費補助金交付要綱

平成 21 年 4 月 1 日
教委要綱第 10 号

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、地域子ども会の健全な育成と地域に即した活動の推進を図るため、必要な経費に充てる補助金の交付について必要な事項を定めるものとする。

(団体の要件)

第 2 条 この補助金の交付対象となる子ども会は、次の要件を備えることとする。

- (1) 小・中学生の会員で構成される概ね 10 人以上の子ども会
- (2) 相楽東部広域連合教育委員会に登録されている子ども会
- (3) 小・中学生の教養を高めるための活動を実施する子ども会
- (4) 会の運営を総括する代表者〔地域役員〕(以下「代表者」という。)を配置する子ども会
- (5) 行政区を単位とする子ども会

(補助対象事業)

第 3 条 補助対象となる事業は、次のとおりとする。

- (1) 子ども会の育成、活性化、活動に係る事業
- (2) 小・中学生の健全育成に関する事業
- (3) 地域における生活体験、社会奉仕体験活動や自然体験活動など

(補助金の額)

第 4 条 補助金の額は、行政区単位の子ども会 1 人につき 500 円とする。

(補助金の交付申請)

第 5 条 交付申請は、代表者が別記様式第 1 号により相楽東部広域連合教育委員会教育長(以下「教育長」という。)が定める時期までに提出しなければならない。

(補助金の返還等)

第 7 条 補助金の交付を受けた者が、次の各号に該当したときは、教育長は、補助金の全額又は一部の返還を命ずることができる。

- (1) この要綱の規定に違反したとき
- (2) 教育長が補助金の交付を不相当と認めたとき

(その他)

第 8 条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

年 月 日

相楽東部広域連合教育委員会教育長 様

名 称 : _____

代表者名 : _____ ㊟

住 所 : _____

年度和束町地域子ども会活動費補助金交付申請書

標記の件について、和束町地域子ども会活動費補助金交付要綱に基づき、別紙のとおり関係書類を添えて補助金の交付を申請します。

記

- 1 補助金額 金 _____ 円
- 2 活動内容 別 紙
- 3 活動費内訳

事業費	事業に要する経費	補助金の額	備考
地域子ども会活動		円	
合 計		円	

(500円× 人＝ 円)

年度活動計画の概要

子ども会名

月 日	内 容

○子ども会の構成 役 員 人（男： 人 女： 人）

小学生 人（男： 人 女： 人）

中学生 人（男： 人 女： 人）

○子ども会会員名簿 別紙のとおり

() 地域子ども会会員名簿

NO.

番号	児童・生徒氏名	学年	年齢	住 所	保護者氏名

※小学校 1 年生から中学校 3 年生まで